

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月26日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

岩手県公安委員会規則第13号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、 法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制 の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両</p> <p>ア 緊急自動車</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項及び第9条の規定に よる歩行者用道路の規制、<u>法第44条及び第45条第1項の規 定による停車又は駐車</u>の禁止の規制並びに<u>法第49条の2第 2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制</u>の対 象から除く車両</p> <p>ア <u>急病人及び負傷者の搬送又は治療のため使用中の車両</u></p> <p>イ <u>交通の取締り、交通事故の調査、犯罪の捜査、被疑者 の逮捕、令状の執行又は警備活動のため使用中の車両</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両</u></p>	<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、 法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制 の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による<u>通行禁 止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭 和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のう ち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、 「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の 貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二 輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、 「車両（組合せ）通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び 歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係 る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）</u>の 対象から除く車両</p> <p>ア <u>水防活動及び消防活動の緊急用務のため使用中の車両</u></p> <p>イ <u>病人及び負傷者の緊急搬送のため使用中の車両</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>道路及び道路附属物の維持又は管理のため使用中の道 路維持作業用自動車</u></p> <p>オ <u>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取 締りその他公共の安全と秩序の維持のため使用中の車両</u></p> <p>カ <u>裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等 のため使用中の車両</u></p> <p>キ <u>専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵</u></p>

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理又は清掃のため使用中の車両

カ 道路の維持及び管理のため使用中の道路維持作業用自動車

キ 信号機、道路標識等その他の交通安全施設並びにパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置、維持又は管理のため使用中の車両

ク 電気、ガス、水道又は電話に関する緊急修理等のため使用中の車両

ケ 報道機関が緊急取材のため使用し、その社の標旗の掲出又は車体標示のある車両

(3) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が、車両の通行を禁止している道路の区間内にある場合には、法第8条第2項の規定に基づく許可を受けている場合に限る。）は、次に掲げるものとする。

便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の処理又は清掃のため使用中の車両

ケ 信号機、道路標識その他の交通安全施設の維持又は管理のため使用中の車両

コ 電気、ガス、水道又は通信に関する緊急修理等のため使用中の車両

カ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

シ 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する助産師が緊急往診のため使用中の車両

ス 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき患者輸送車又は車いす移動車としての登録を受け、身体の障害により歩行が困難な者を搬送するため使用中の車両

セ 法第51条の4第1項の規定による放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

ソ 事故車両及び故障車両の撤去又は修理のため使用中の車両

(3) 道路標識等による法第22条第1項の規定による最高速度の規制の対象から除く車両

交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が、高速自動車国道の本線車道にあっては100キロメートル毎時以下、その他の道路にあっては60キロメートル毎時以下の場合に限る。）

(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両

ア 第2号アからエまでに掲げる車両

イ 次に掲げる車両で、当該用務に使用中であることが外形上明らかなもの（当該用務に使用中であることが外形上明らかでないものは、公安委員会が交付する標章（様式第1号）を掲出しているものに限る。ただし、用務の

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち歩行の困難な者（以下「身体障害者」という。）が現に使用する車両であって、公安委員会が交付する標章（様式第1号）（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。以下「身体障害者使用車標章」という。）を掲出しているもの

イ 療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳をいう。）の交付を受けている者のうち介護を必要とする者が現に使用する車両であって、公安委員会が交付する身体障害者使用車標章を掲出しているもの

ウ 児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患のうち色素性乾皮症の患者が現に使用する車両であって、公安委員会が交付する標章（様式第1号の2）（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの

エ 法第51条の4第1項の規定による放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

性質上、標章を掲出することにより当該用務の遂行に支障がある場合には、標章の掲出を要しない。）

（ア） 第2号オからソまでに掲げる車両

（イ） パーキング・チケットの発給設備の維持又は管理のため使用中の車両

ウ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの（（オ）にあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）

（ア） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（別表第1の2備考2において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同表において「身体障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の欄に定める障害の級別に該当するもの

（イ） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者（別表第1の2において「戦傷病者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

（ウ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当するもの

（エ） 療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳をいう。）の交付を受けている者であつて、障害の程度がAに該当するもの

（オ） 児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患のうち色素性乾皮症の患者

2 法第48条の規定により法第47条の規定による停車又は駐車の方法以外の方法（道路の右側端に沿い停車又は駐車する方法に限る。）により停車又は駐車できる車両として道路標識等により指定する車両は、前項第2号オに掲げる車両及び貨物の積卸しのために使用する車両で警察署長が許可したものと

（標章の交付申請等）

第5条の2 前条第1項第3号（アからウまでに掲げるものに限る。）に規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章交付申請書（様式第1号の3）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により標章の交付を受けた者は、当該車両を駐車させている間、その標章を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。

2 法第48条の規定により法第47条の規定による停車又は駐車の方法以外の方法（道路の右側端に沿い停車又は駐車する方法に限る。）により停車又は駐車できる車両として道路標識等により指定する車両は、前項第2号クに掲げる車両及び貨物の積卸しのために使用する車両で警察署長が許可したものと

（駐車禁止等除外指定に係る標章の交付申請等）

第5条の2 前条第1項第4号イ及びウに規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章交付申請書（様式第1号の3）により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。

(1) 前条第1項第4号イに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写し

イ 用務の内容を疎明する書面

ウ 車両の使用の本拠を疎明する書面

(2) 前条第1項第4号ウに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 前条第1項第4号ウに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 住所地进行を疎明する書面

3 公安委員会は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る車両が前条第1項第4号イに掲げる車両のいずれかに該当すると認めるとき又は当該申請に係る者が同号ウに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、標章を交付するものとする。

4 前項の規定により交付する標章の有効期限は、交付の日から起算して3年を経過する日とする。

5 第3項の規定により標章の交付を受けた者は、当該車両を駐車させている間、その標章を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。

6 第3項の規定により標章の交付を受けた者は、標章に記載された事項を遵守するとともに、標章を交付を受けた理由以外に使用してはならない。

7 公安委員会は、第3項の規定により標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したと認めるときは、当該標章の返納を命ずることができる。

(標章の交付)

第8条 警察署長は、法第8条第2項の許可をしたときは、標章(様式第1号の4)を交付しなければならない。

2 前項の規定により標章の交付を受けた者は、当該通行禁止区域等を通行するときは、標章を当該車両の見やすい個所に掲出しなければならない。

(緊急自動車の指定)

第9条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定(以下この条において「指定」という。)の申請は、緊急自動車指定申請書(様式第2号)2部に、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条に規定する自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。

2～6 [略]

(駐車禁止の解除等)

第10条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定により警察署長が許可することができる車両は、次に掲げる車両(法第49条の2第5項の規定による許可については、第5号に掲げる車両を除く。)で、当該駐車禁止場所又は時間制限駐車区間に駐車しなければならない特別の事情があるものに限る。

(1) 電気、ガス、水道又は電話に関する維持工事のため使用する車両

8 第3項の規定により標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の亡失により、再度標章の交付を受けた後に、亡失した標章を発見したとき。

(3) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(通行許可に係る標章の交付申請等)

第8条 法第8条第2項の許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書に、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写し

(2) 主たる運転者の運転免許証の写し

(3) 通行する場所を明示した見取図

2 警察署長は、法第8条第2項の許可をしたときは、標章(様式第1号の4)を交付するものとする。

3 前項の規定により交付する標章の有効期限は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とする。ただし、通行禁止区域等内に居住し、又は勤務する場所を有する者にあつては、交付の日から起算して3年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とする。

4 第2項の規定により標章の交付を受けた者は、当該通行禁止区域等を通行するときは、標章を当該車両の見やすい個所に掲出しておかななければならない。

(緊急自動車の指定)

第9条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定(以下この条において「指定」という。)の申請は、緊急自動車指定申請書(様式第2号)2部に、道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。

2～6 [略]

(駐車禁止の解除等)

第10条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

(2) 医師又は助産婦が往診に使用する車両

(3) 冠婚葬祭のため使用する車両

(4) 応急修理を必要とする車両又は応急修理を行うための車両

(5) 5分以内に貨物の積卸しができない貨物自動車

(6) 前各号に掲げるもののほか、警察署長がやむを得ないと認める車両

2 第5条第1項第1号及び第2号アに掲げる車両については、法第45条第1項各号に規定する道路の部分については、警察署長の許可があったものとみなす。

3 法第45条第1項又は第49条の2第5項の許可を受けようとする者は、駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除許可申請書（様式第5号）又は口頭により当該場所を管轄する警察署長に申請をしなければならない。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地駐車又は放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる道路の部分を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関の利用等当該車両以外の交通手段の利用では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する道路の使用許可を受けなければならない行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近の場所

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内の場所

2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除許可申請書（様式第5号）により当該場所を管轄する警察署長に申請をしなければならない。

<p>4 警察署長は、<u>駐車を許可したときは、駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除許可証（様式第5号の2）を交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、その許可証を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。</u> (右側停車等の許可申請)</p> <p>第10条の2 第5条第2項の許可の申請並びに許可証の交付及び掲出については、<u>前条第3項から第5項までの規定を準用する。</u>この場合において、<u>同条第3項中「駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除申請書」とあるのは「右側停車・駐車許可申請書」と、同条第4項中「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と、「駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除許可証」とあるのは「右側停車・駐車許可証」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 <u>前項の申請は、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。</u> (1) <u>道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写し</u> (2) <u>主たる運転者の運転免許証の写し</u> (3) <u>駐車場所を明示した見取図</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により駐車を許可する場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>5 警察署長は、<u>第2項の申請があった場合において、駐車を許可する車両として認めたときは、駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除許可証（様式第5号の2）を交付するものとする。</u></p> <p>6 <u>第1項の駐車許可の期間は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期間とする。</u></p> <p>7 <u>第5項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、その許可証を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。</u> (右側停車等の許可申請)</p> <p>第10条の2 第5条第2項の許可の申請並びに許可証の交付及び掲出については、<u>前条第2項から第7項までの規定を準用する。</u>この場合において、<u>同条第2項中「駐車許可」とあるのは「許可」と、「駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除申請書」とあるのは「右側停車・駐車許可申請書」と、同条第4項中「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と、同条第5項中「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と、「駐車禁止（時間制限駐車区間規制）解除許可証」とあるのは「右側停車・駐車許可証」と、同条第7項中「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と読み替えるものとする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第5条関係）

身体障害者等の区分 障害の区分	1 身体障害者	2 戦傷病者
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級、2級及び3級の1	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症

乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級及び2級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	

備考1 表中1の欄に定める障害の級別は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別を、2の欄に定める障害の程度は恩給法（大正12年法律第48号）別表の第1号表ノ2に定める重度障害の程度を表す。

2 身体に複数の障害を有する身体障害者にあつては、それぞれの障害が、身体障害者手帳の「身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別」欄に記載された障害の級別に該当するものとみなす。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

（表）

駐車禁止除外指定車	番号	第	号
	発行日	年	月 日
○○○○○使用中			
登録（車両）番号			号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先／用務先			
別紙のとおり			
有効期限		年	月 日
岩手県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			

（裏）

<b>注意事項</b>	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外では使用できません。	
<p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条及び同法第75条の8）</li> <li>● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</li> <li>● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）</li> <li>● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項）</li> <li>● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）</li> </ul>	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	



2において準用する場合を含む。)の規定により警察署長が交付した許可証は、当該標章又は許可証の有効期限又は許可期間が満了するまでの間、この規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第5条の2第3項の規定により交付した標章又は改正後の規則第10条第5項(改正後の規則第10条の2において準用する場合を含む。)の規定により交付した許可証とみなす。

3 改正前の規則第5条第1項第3号(アからウまでに限る。)の規定を適用したとしたならば、同号の規定による標章の交付を受けることができる者(改正後の規則第5条第1項第4号ウの適用を受ける者を除く。)については、当分の間、改正後の規則第5条第1項第4号ウに掲げる者とみなす。

4 前項の規定により、改正後の規則第5条第1項第4号ウに掲げる者とみなされた者に対して交付する標章の効力が及ぶ範囲は、岩手県内とする。

5 改正後の規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は許可証について適用し、同日前に提出し、又は交付する申請書又は許可証については、なお従前の例による。

6 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。